

農地中間管理機構だより

発行者：農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社) *随時発行*



◆第 4 3 号内容

- 1 農地中間管理事業の実施状況について
- 2 地域推進チーム会議について
- 3 農地中間管理事業審査会（6月）について
- 4 農地中間管理機構地域駐在員定例会について
- 5 農業委員会への事業説明会について

あなたの『農地』

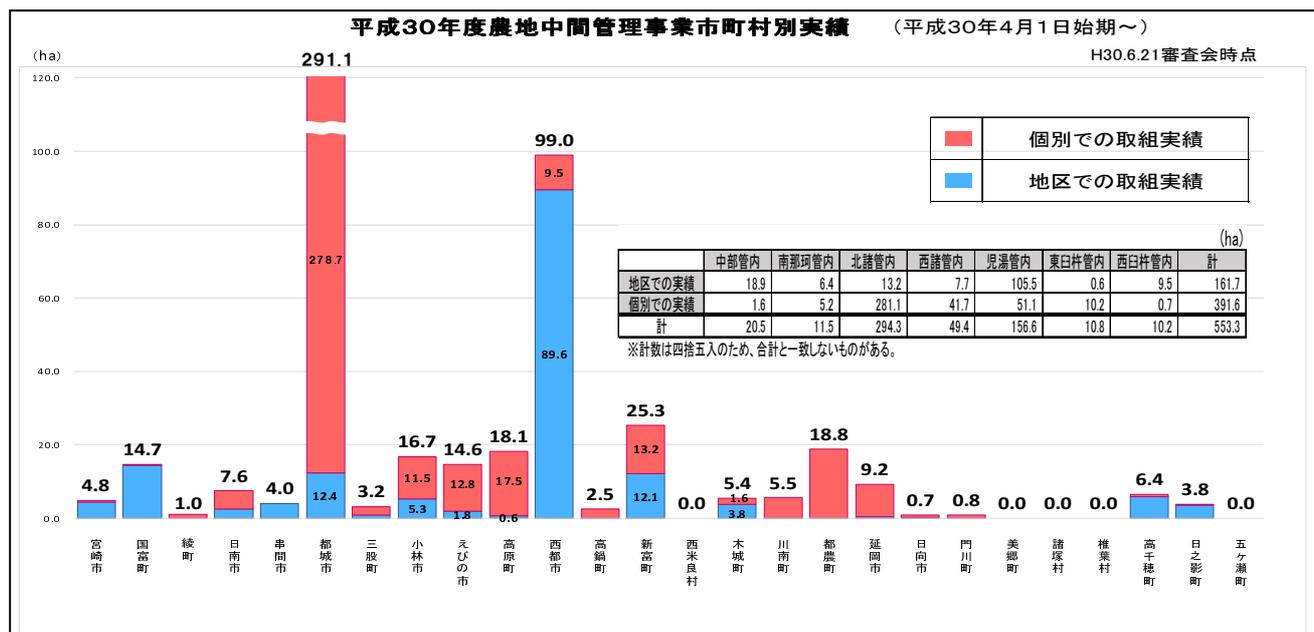
明日につなげます。



1 農地中間管理事業の実施状況について

平成 30 年度の実績（6 月審査会時点）は、553.3ha となっており、昨年度の同時期（425.0ha）の約 1.3 倍の実績となっております。

市町村別で見ると、都城市が 291.1ha と最も多く、続いて西都市が 99.0ha となっております。都城市では、農業委員及び農地利用最適化推進委員を含めた都城市推進チームが一丸となり、法人及び個別農家への推進を行っており、西都市では、基盤整備事業と一体となった推進を行い実績を伸ばしております。なお、都城市では、機構が貸し付けた農地のシャッフル（再配分）の取り組みも行われており、4 月、5 月に約 1.2ha の農地をシャッフルし担い手への集約化が図られております。



2 地域推進チーム会議について

農地中間管理事業及び関連する基盤整備等各種補助事業の推進を図るため、各地域において、市町村、農業委員会、JA、県、機構等で構成する地域推進チーム会議が開催されております。

会議では、取組目標の設定、重点実施地区や関連する基盤整備等各種補助事業の推進状況、推進における課題や対応方法、チーム内における役割分担、各種情報の共有等、内容は地域によって様々ですが、地域の状況に応じて、関係機関・団体が一体となって事業を推進して行くためには非常に重要な会議となっております。

農地中間管理事業及び関連する基盤整備等各種補助事業を活用し、地域農業の維持・発展へと繋がって行くことを期待しております。



各地域における推進チーム会議の開催状況

3 農地中間管理事業審査会（6月）について

6月21日、機構において農地中間管理事業審査会を開催しました。
今回の審査会では、重点実施地区12地区での権利設定、並びに個別案件として、リタイアされる農業者等の農地の権利設定について審査を行いました。

また、今回は、機構が貸し付けた農地の貸付者変更が8.2haあり、担い手への農地の集約化も着実に進んでおります。

【農地中間管理権取得等の審査地区】

◆重点実施地区12地区（うち新規地区2地区）

（宮崎市、日南市、串間市、都城市、三股町、小林市、えびの市、西都市、木城町）

・機構活用農地面積 40.9ha

◆重点実施地区以外の個別案件（貸付者57名）

（綾町、日南市、都城市、三股町、小林市、えびの市、高原町、西都市、高鍋町、木城町、川南町、都農町、延岡市、日之影町）

・機構活用農地面積 55.5ha

6月審査面積 96.4ha

平成30年度累計審査面積（審査会ベース） 341.3ha

4 農地中間管理機構地域駐在員定例会について

機構では、農地中間管理事業の円滑な推進を図るため、県の各農林振興局等に地域駐在員を計8名配置し、地域段階での事業推進において、きめ細かな支援を行っております。また、地域駐在員と機構本部職員との情報共有及び関係職員のスキルアップを図るため、毎月、定例会を開催しております。

定例会の内容は、地域の取組事例紹介、地域の取組における課題や対応、その他事務の簡素化など農地中間管理事業の推進に関する様々な案件について検討を行い、事業推進や改善を図ることとしております。

地域駐在員は、事業推進に必要な業務に関する知識習得及び本部職員との情報共有により、少しでも各地域担当者への支援ができるよう頑張っております。また、農業委員・農地利用最適化推進委員と連携した活動にも取り組んでおりますので、今後とも御指導・御協力をお願いします。

＜地域駐在員の担当業務＞

- ①農地中間管理事業に関する事業啓発及び事業推進
- ②各地域における関係機関の連携・調整及び指導
- ③各地域における農地に関する情報等の収集
（認定農業者・集落営農法人・農業法人・土地改良区等）
- ④県主催の担当者会議や各地域の農地中間管理事業推進チーム会議等への出席
- ⑤各地域での地元説明会等への参加
- ⑥各地域における権利設定等の業務支援
- ⑦農用地等の借受希望者のフォローアップ（マッチングに向けたニーズ等の把握）
- ⑧その他農地中間管理事業の事業推進に関する事項



5 農業委員会への事業説明会について

機構は、6月下旬から県内各農業委員会で開催されている農業委員会総会に合わせて訪問し、農業委員・農地利用最適化推進委員を対象に農地中間管理事業及び特例事業（売買等）の説明会を実施しております。

農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様は、地域の農地や農地の所有者及び耕作者に関する情報が豊富であり、地域の話し合い活動等には欠かせない存在であります。

また、平成30年7月に県内全ての農業委員会が新しい農業委員会制度に移行しますので、機構としましても、農地の出し手・受け手の掘り起こし、担い手への集積・集約化など、一層連携を深めて事業推進を図ってまいりたいと考えております。



農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。

公益社団法人 宮崎県農業振興公社 農地第一課 電話 0985-78-0210

メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp